

## 代替指導員の勤務条件

R8.4

代替指導員とは、正規・準正規・常勤臨時指導員の休暇、休憩等に伴い指導員数に不足が生じたときに勤務する指導員のことをいう。

### ○賃金について

8：00～10：00	1,240円
10：00～17：00	1,190円
17：00～19：30	1,240円

### ○勤務時間について

延長保育に従事しない指導員については、17時30分を最終として退勤することとする。

### ○処遇改善手当

月7時間以上の勤務者に900円～を支給する。

### ○通勤手当について

#### 支給対象

通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者及び自動車等を使用することを常例とする者で、徒歩により通勤したものとする場合の通勤距離が片道2km以上の者とする。なお、勤務地及び住居に変更があったときは、速やかにその旨届け出なければならない。

#### 支給金額

- ・公共交通機関を利用者については実費弁済
- ・自動車等にあつては、1日150円を支給

### ○休憩について

6時間以内の勤務	休憩なし
6時間超の勤務	45分の休憩
8時間以上の勤務	1時間の休憩